

新公審査答申（個）第77号
令和7年1月21日

新潟市代表監査委員 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年4月11日付け、新監査第14号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和4年9月5日付け新監査第246号の2により行った却下は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和4年4月27日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和4年4月13日の新監査第28号「新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）（以下「本件請求通知文書」という。）」の決裁書類（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求した。

2 実施機関の開示決定

令和4年5月9日、実施機関は、本件請求文書の開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 個人情報の訂正請求

令和4年8月24日、審査請求人は、条例第20条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件請求通知文書の「主張事実」に「委託業者が誤って設定したため（ママ）」と記載されているが、職員措置請求書には、そのような記載はしていないとし、訂正を請求（以下「本件訂正請求」という。）した。

4 実施機関の却下

令和4年9月5日、実施機関は、訂正請求の対象に該当しないため、却下（以下「本件却下」という。）を行い、審査請求人に通知した。

5 審査請求

令和4年9月14日、審査請求人は、本件却下を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

6 諮問

令和5年4月11日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

職員措置請求書の「請求の要旨」に記載していない「委託業者がデーターを抽出する際に、集計期間を誤って設定したため（ママ）」が本件請求通知文書の「主張事実」に記載（以下「本件訂正対象箇所」という。）されている。「主張事実」欄には、職員措置請求書の「請求の要旨」欄に記載した内容を記載するのは当然で、監査委員は「読み取った」として「委託業者が誤った（ママ）」とすることはできない。本件請求通知文書の「監査委員の判断」の欄に判断内容を記載すればよい。

条例第2条第1項第1号に規定されている内容は「個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。」となっている。個人情報開示請求は、弁明書に記載の「審査請求人の氏名や住所など」ではない。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人が訂正を求める内容は、職員措置請求において、監査委員が審査請求人に通知した審査結果の記載内容であつて、審査請求人の氏名や住所など、条例第2条第1項第1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの」に該当しないため、要件を満たしていないものとして却下したものである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件訂正請求に対し、実施機関が訂正請求の対象ではないとして本件却下を行ったところ、審査請求人から処分の取消しを求めてなされたものである。以下、本件却下の妥当性について検討する。

2 本件却下の妥当性について

(1) 個人情報訂正請求は、条例第19条第1項により定められているが、これは、

その性質上客観的に判断できる事実であり、個人に対する評価、判断のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、これに該当しない。

また、同条第3項により、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないと定められている。

(2) そこで、当審査会において見分したところ、本件訂正対象箇所は、実施機関の本件請求通知文書時点における見解や評価等の記載であり、条例に定める事実該当するものではない。

また、本件訂正請求は、本件請求文書の開示を受けた日（令和4年5月9日）から90日以上経過した日（同年8月24日）になされており、条例で定める請求期限を徒過していることは明らかであることから、審査請求人は、訂正を請求できる者に該当しない。

(3) よって、実施機関が却下とした判断は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 最後に、本件却下における実施機関の対応について付言する。

本件訂正請求は、条例で定める期間を徒過しているにもかかわらず、実施機関が請求を受理し決定まで行ったもので、適切な対応であったとはいえない。本来、請求期間を徒過した場合は、条例に基づく開示請求を再度行い、開示決定に基づき当該保有個人情報の開示を受けることによって、訂正請求を行うことも可能である旨を審査請求人に伝えるべきであった。

実施機関は、さらなる個人情報保護制度の理解に努め、市民への信頼を損なうことのないよう、適切な対応に努められたい。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和 5年 5月 1日	実施機関の諮問書を受理
令和 6年11月18日	審査会開催（第1回）
令和 6年12月25日	審査会開催（第2回）
令和 7年 1月20日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子